

「スタートアップとの新ビジネス共創調査事業」 調査・分析業務委託仕様書

1 「スタートアップとの新ビジネス共創調査事業」の目的

スタートアップ等の新たな技術やサービスの活用による地域課題解決や新たなビジネスの創出、地域産業の育成に資するため、スタートアップ推進における検討テーマの一つである「スタートアップと県内企業との共創」に向け、県内企業の意識やニーズを調査・分析するとともに、他県等でのモデルケースの研究により、共創の促進に有効な手法を検討し、今後の具体的な取組を提案する。

2 委託業務の名称

「スタートアップとの新ビジネス共創調査事業」調査・分析業務委託

3 委託業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 委託業務の内容

- (1) 県内企業に対するアンケート等調査（仕様作成、発送・回収、集計・分析）
 - ・当センターや県が有する県内企業情報を元に、アンケート先を選定し、県内外のスタートアップとの連携へのニーズや新たな事業創出へのニーズの意向等を調査する。（対象1,000社、有効回答目標400社）
- (2) 業種・分野、業態、企業規模、関心の度合い等を踏まえ、回答企業のうち10社程度ヒアリングを行う。
- (3) 上記(1)(2)の結果を踏まえた報告書原案の作成（県内企業の意識やニーズのとりまとめ、施策の方針・取組等の提案）
- (4) シーズ説明会・対話型ワークショップの企画・実施
 - ・業種や分野毎に、スタートアップの有するシーズ（連携テーマ）等を紹介しながら、県内企業に対する啓発とともに、双方のニーズを知るための小規模イベント（20～30名程度）を開催する。
- (5) 他県等でのモデル的な取組の情報収集と考察を行う。
- (6) 報告書の作成
 - ・上記の業務の成果をまとめた報告書を作成すること。
 - ・報告書の記載事項、構成等については、センターとの協議の上、決定するものとする。

5 委託料の上限

2,131,863円（消費税及び地方消費税を含む）

6 費用負担

4(4)に記載のシーズ説明会・対話型ワークショップの開催に係る会場借料を除く本委託業務の実施に要する一切の経費は、委託費に含むものとする。

7 業務の報告

- (1) 受託者は本事業（再委託をした場合を含む。）が完了したときは、下記事項について記載した本事業の実績報告書・収支精算書・その他委託者が指示する資料等を、令和8年2月13日までに提出すること。
 - ① 委託業務全体の概要（査業務報告書）
 - ② イベントの開催状況（写真画像を含む）
 - ③ 事業の効果測定結果・分析
 - ④ その他必要な事項は、委託者と受託者が協議し決定する。
- (2) 本事業の実施状況や調査の取りまとめ状況等について、10月末日を目途に中間報告を行うこと。
- (3) その他、事業の期間中に委託者が事業の実施状況について報告を求めた場合は、速やかに求めに応じた報告を行うこと。

8 その他

- (1) 受託者は本事業（再委託をした場合を含む。）に関する事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、利用したりしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 本事業を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決する。
- (5) 受託者は本事業のすべてを第三者に再委託してはならない。本事業の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
- (6) 受託者は本事業の実施（再委託をした場合を含む。）に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項または業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、その都度委託者と協議の上定めるものとする。なお、この仕様書はプロポーザル用であり、契約の締結に際しては、委託者と受託者で内容を別途協議して定める。
- (8) 上記内容については、委託者と受託者との協議に基づき変更することがある。